

伊勢市監査委員公表第6号

令和5年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年10月17日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 井村 貴志

## 財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【城田地区まちづくり協議会、進修まちづくりの会、浜郷地区まちづくり協議会、中島学区まちづくり協議会】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
市民交流課	<p>①給与又は報酬について、根拠規程がない事例が認められた。給与又は報酬、労働時間等については、規程を作成すべきと考えるので、指導いただきたい。</p> <p>②食糧費について、「ふるさと未来づくり資金実施要綱」と「ふるさと未来づくり資金の執行のルール」とで記載内容が異なっている。誤解が生じないように、統一すべきと考えるので、検討いただきたい。</p>	<p>「実施中」 給与等の根拠規程がないまちづくり協議会に対し、令和7年度に向けての作成を指導しています。</p> <p>「実施中」 「ふるさと未来づくり資金の執行のルール」について、令和7年度からの改定に向け、記載内容を検討中です。</p>
城田地区まちづくり協議会(実地監査)	<p>①交付金申請に係る収支予算書について、合計額と内訳額の合計とに相違が認められた。申請書類は、交付の必要性を審査する根幹となるものであり、提出にあたり確認いただきたい。</p> <p>②実績報告に係る決算書の予算額について、当初予算額との相違が認められた。補正予算に関する規定がないことから、役員会における承認処理を行ったとのことであるが、補正予算も予算である。団体の規約では、総会の議決を得るべきと考える。今後は、規定の整備を行い、現状の取扱を追認の上、活動に努めていただきたい。</p>	<p>「措置済」 令和6年度の申請書類について、誤りのないよう提出前に十分な確認を行いました。今後も申請書類の提出前に十分な確認を行います。</p> <p>「措置済」 令和6年度総会で規約改正を行い、規約に補正予算に関する規定を明記しました。</p>
進修まちづくりの会、浜郷地区まちづくり協議会、中島学区まちづくり協議会(書面)	<p>①収入・支出伺いについて、1箇月分が事後に作成されている団体が認められた。本来、事前に権限者の承認を得ておくべきものと考えるので、見直しを検討いただきたい。</p>	<p>「実施中」 収入・支出に際して事前に権限者の承認を得る形とするよう、決裁規程の見直しを進めています。</p>

監査)	②物品購入について、品名、数量及び用途等の記載がない事例が多数認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、見直しを検討いただきたい。	「実施中」 物品購入伺いに品名、数量及び用途を明記する形とするよう、様式の見直しを進めています。
-----	---	---

【三重電子スマイルアリーナ小俣（伊勢市小俣総合体育館）・伊勢市大仏山公園スポーツセンター】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
スポーツ課	①令和5年4月からの指定管理の公募において、参加希望者が1社のみである。より良い施設運営のため、多くの提案を得ることができるよう、公募方法も工夫いただきたい。	「措置済」 多くの事業者からの応募が得られるよう、募集内容について、市ホームページに加え多様な広報媒体を活用して、より効果的で充実した広報の実施を図るとともに指定管理者制度のメリットを積極的に発信するなど工夫に努めます。